

## 三重県建設工事予定価格事前公表実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事について、入札・契約に関する情報を広く県民に公開し、公共工事に対する県民の理解を高めるとともに、より透明性を高め、公正な入札・契約手続を進めるため、予定価格の事前公表について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、「予定価格」とは三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第65条の規定に基づき定められた価格で、消費税及び地方消費税額を含む価格をいう。

2 この要領において、「事前公表」とは入札前に入札参加希望者、指名業者および県民に対し公表することをいう。

### (事前公表の対象工事)

第3条 予定価格を事前公表する対象工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（測量、調査、設計及び製造を含む。）を競争入札に付するもので、金額の多寡に関わらず全てをいう。

### (事前公表する関連情報)

第4条 予定価格は、次の関連情報と共に事前公表するものとする。

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 予定価格（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (5) 入札予定日

なお、設計金額、基準価格、工事価格、入札書比較価格は、事前公表の対象外とする。

### (事前公表の方法)

第5条 予定価格の事前公表は、発注機関の長が次の方法により行う。

- (1) 一般競争入札(事後審査型を含む。)については、公告及び入札説明書等に記載し、インターネットを利用（以下「インターネット」という。）する閲覧を遅滞なく行うものとする。
- (2) 指名競争入札については、入札指名通知書（三重県建設工事執行要領第10条）へ記載するとともに、インターネットを利用（以下「インターネット」という。）する閲覧を遅滞なく行うものとする。

( 事前公表の時期 )

第 6 条 予定価格を事前公表する時期は次のとおりとする。

- ( 1 ) 一般競争入札(事後審査型を含む。)にあっては公告の時とする。
- ( 2 ) 指名競争入札にあっては指名通知の時とする。

( 閲覧の期間 )

第 7 条 予定価格の事前公表の期間は、三重県建設工事公表要領第 3 条 ( 1 4 ) の規定に掲げるもの以外は、当該工事の契約日までとする。

( 予定価格書の閲覧日時等 )

第 8 条 予定価格書を閲覧に供する日は、三重県の休日を定める条例 ( 平成元年三重県条例第 2 号 ) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く日とする。

- 2 閲覧時間は、午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。

( 閲覧の条件 )

第 9 条 予定価格書を閲覧に供するときは、所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

- 2 予定価格書を汚損または毀損してはならない。
- 3 予定価格書の複写等の便宜供与は行わない。
- 4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

附 則 この要領は、平成 1 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。